平成２１年（フ）第８８３号
さいたま市南区鹿手袋３丁目20番８―106号、旧住所さいたま市南区大字太田窪2402番地７
債務者　木内　秀幸
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０６８号
埼玉県新座市栄２丁目８番９―111号、旧住所埼玉県新座市池田５丁目２番12号
債務者　柴田　博樹
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１８８号
埼玉県北葛飾郡鷲宮町大字上内478番地　わし宮団地２街区19棟202号
債務者　田中　國子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１９０号
埼玉県新座市野火止８丁目１番24号
債務者　山口　　恵
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３２３号
埼玉県本庄市見福５丁目１番32号
債務者　半澤　由紀
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３４１号
埼玉県熊谷市船木台１丁目８番地11
債務者　津田良志美
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３６０号
埼玉県大里郡寄居町大字桜沢1370番地６
債務者　武藤　嘉男
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１５４号
千葉県山武郡大網白里町みずほ台１丁目50番地６
債務者　梶田　俊介
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１７１号
千葉県東金市堀上833番地６
債務者　荒川　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１８８号
千葉県東金市極楽寺617番地23
債務者　甲斐　静男
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第４４６号
新潟県五泉市駅前２丁目４番38号
債務者　和泉　トシ
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５５号
新潟市南区白根1334番地１　サトウハイツＥ―５
債務者　赤塚　　寧
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４８号
静岡県伊豆の国市天野108番地の１　ミューハイムＢ103号
債務者　小倉　克法
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３７０号
静岡県伊東市岡広町３番25号
債務者　村上　誠治
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３７１号
静岡県伊東市岡広町３番25号
債務者　村上　正子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３９１号
静岡県沼津市東椎路364番地　エンゼルハイム東椎路307号
債務者　伊藤裕美子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４０７号
静岡県沼津市下香貫島郷2669番地の１
債務者　山本　　靖
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係